

平成 21 年 4 月現在

評価方法基準の変遷概要

日付	告示番号等※1	附 則 等	主な改正理由等
2000/07/19	平成 12 年建告第 1654 号	<ol style="list-style-type: none">この告示は、公布の日から施行する。この告示の施行の日（以下「告示日」という。）から起算して 2 年を経過するまでの間は、施行日以前に行った床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験結果について、第 5 の 8-2(3)イ⑤b の規定は、適用しないものとする。前項の期間内にあつては、施行日以前に行った乾式二重床下地構造材、発泡プラスチック系下地構造材及び木質系のフローリング材に係る床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験結果について、第 5 の 8-2(3)のイ③並びにロの①a、②a、③a 及び④a 並びに前項の規定を適用できるものとする。	制定
2000/12/25	(平成 12 年建設省告第 2452 号)	この告示は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。	省庁再編による修正
2001/08/01	(平成 13 年国交省告第 1654 号)	この告示は、公布の日から施行する。	室内空気中の化学物質の濃度等の測定追加
2001/08/14	平成 13 年国交省告第 1347 号	<ol style="list-style-type: none">この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。この告示の施行に伴い、評価方法基準（平成 12 年建設省告示第 1654 号）は、廃止する。この告示の施行の日（以下「施行日」という。）に現に設計住宅性能評価を受けている住宅については、引き続き評価方法基準（平成 12 年建設省告示第 1654 号）に従って設計住宅性能評価を行うことができる。	基準の明確化等

		<p>4 前項の住宅及び施行日前に設計住宅性能評価を受けた住宅について、当該住宅の変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価を行う場合においては、評価方法基準（平成 12 年建設省告示第 1654 号）に従わなければならない。</p> <p>5 平成 14 年 7 月 18 日までの間は、平成 12 年 7 月 19 日より前に行った床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験結果について、第 5 の 8-2(3)イ⑤b の規定は、適用しないものとする。</p> <p>6 前項の期間内にあつては、平成 12 年 7 月 19 日より前に行った乾式二重床下地構造材、発泡プラスチック系下地構造材及び木質系のフローリング材に係る床仕上げ構造の軽量床衝撃音レベル低減量の試験の結果について、第 5 の 8-2(3)のイ③並びにロの①a、②a、③a 及び④a 並びに前項の規定を適用できるものとする。</p>	
2002/08/20	(平成 14 年国交省告第 720 号)	この告示は、公布の日から施行する。	既存住宅評価基準の追加
2003/04/30	(平成 15 年国交省告第 466 号)	この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成 15 年 6 月 30 日以前に建築の工事を開始する住宅については、第 5 の 1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）、3-1 劣化対策等級（構造躯体等）及び 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等に係る評価を除き、この告示による改正前の評価方法基準に従って住宅性能評価を行わなければならない。	建築基準法ホルム対策基準追加に伴う改正
2004/04/01	(平成 16 年国交省告第 422 号)	<p>1 この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この告示の施行日前に行われた住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項の規定による申請に係る住宅性能評価については、なお従前の例による。</p>	アセトアルデヒドの削除

2005/9/14	(平成 17 年国交省告第 994 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、公布の日から施行する。 2 この告示による改正後の評価方法基準第5の10の規定は、住宅性能評価については平成十八年四月一日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成十八年一月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成十八年一月一日以降に試験が申請される特別評価方法から、それぞれ適用するものとする。 3 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。 4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。 	「防犯に関すること（開口部の侵入防止対策）」の追加
2006/3/27	(平成 18 年国交省告第 380 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5の2の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。 2 この告示の施行後に設計住宅性能評価書が交付される設計住宅性能評価については、この告示の規定によるものとする。 3 この告示の施行前に設計住宅性能評価書が交付される設計住宅性能評価に係る住宅の変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。 	省エネルギー基準及び消防法の改正に伴う改正

2006/9/25	(平成 18 年国交省告示第 1130 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、平成十八年十月一日から施行する。 2 この告示による改正後の評価方法基準第5の1-3、4-3及び4-4の規定は、住宅性能評価については平成十九年四月一日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から、住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証については平成十九年一月一日以降に住宅型式性能認定が申請される住宅又はその部分から、特別評価方法認定については平成十九年一月一日以降に試験が申請される特別評価方法から、それぞれ適用するものとする。 3 この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。 4 この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価に係る住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。 	免震住宅の表示、更新性の評価及びアスベスト測定追加
2007/6/19	(平成 19 年国交省告示第 834 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。 2 この告示の施行前に建築の工事を開始した住宅に係る住宅性能評価については、なお従前の例による。 	建築基準法における構造基準の改正に伴う改正
2007/11/27	(平成 19 年国交省告示第 1522 号)	この告示は、公布の日より施行する。ただし、評価方法基準第5の3(3)イ①a(i)(イ)の改正規定は平成十九年十二月二十四日から施行する。	JAS(製材、集成材)改正等に伴う改正
2008/8/4	(平成 20 年国交省告示第 940 号)	この告示は、平成二十年八月十一日から施行する。	JAS(単板積層材)改正に伴う改正
2009/3/30	(平成 21 年国交省告示第 354 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。 2 この告示による改正後の評価方法基準第5の5-1の規定は、住宅性能評価については平成二十一年四月一日以降に申請される住宅性能評価に、住宅型式性能認定 	省エネ基準改正に伴う改正

		<p>又は型式住宅部分等製造者認証については平成二十一年四月一日以降に申請される住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証に、特別評価方法認定については平成二十一年四月一日以降に試験が申請される特別評価方法認定に、それぞれ適用するものとする。</p> <p>3 この告示の施行前の申請に係る住宅性能評価については、この告示による改正後の評価方法基準第5の5-1の規定を適用することができる。</p> <p>4 この告示による改正前の評価方法基準第5の5-1の規定により行われた設計住宅性能評価に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例によることができる。</p>	
※1 「告示番号等」における括弧書き告示番号は、評価基準改正告示番号を示す。			